

平成 25 年 5 月 29 日

がん診療提供体制のあり方に関する
ワーキンググループ座長殿

がん診療提供体制のあり方に関する検討会
構成員 松月 みどり
(公益社団法人日本看護協会 常任理事)

がん診療連携拠点病院の指定要件に関する意見

新たな「がん対策推進基本計画」では、放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行なう医療従事者の育成が、重点課題の一つです。この施策として、「外来や病棟でのがん看護体制の強化」、「がん看護専門看護師や認定看護師などの専門性の高い人材の配置」、「各種医療チームの設置によるチーム医療の推進」が明記され、がん診療連携拠点病院（以下；拠点病院）における専門性の高いがん看護への期待が高まっています。

また、拠点病院に対し、切れ目なく質の高い緩和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを受けられる体制の実現や、在宅医療に対する理解を深める研修の実施を求めており、地域連携・協力体制を強化し、地域で等しく質の高いがん医療が受けられるよう指定要件の見直しが必要です。

がん患者とその家族が、地域で安心して治療や療養に専念できるよう、地域完結型のがん医療提供体制づくりを進めるために、日本看護協会は、新たな「がん対策推進基本計画」に基づき、次の4点について、拠点病院の指定要件の見直しを求めます。

1. 放射線療法の人員体制の充実

- 放射線治療室に、専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置するよう明記する（ただし、配置する看護師は『がん放射線療法看護認定看護師が望ましい』また、『専従が望ましい』とする）

2. 外来化学療法の提供体制の更なる充実とチーム医療の推進

- 外来化学療法室に、専従の化学療法に携わるがん看護専門看護師またはがん化学療法看護認定看護師を1人以上配置するよう明記する（ただし、『経過措置を設ける』とする）

3. 地域連携・協力体制の強化による切れ目ない療養生活支援の提供

- 拠点病院の看護師と地域の訪問看護師等による共同の退院前の療養指導や、拠点病院の専門看護師・認定看護師と地域の訪問看護師との同行訪問によるコンサルテーションなどが円滑に行なえるよう、地域連携・協力体制を整備し、切れ目ない療養生活支援を行うよう明記する

4. 院内・外の多職種を対象とした研修の実施によるがん医療の質の向上

- 研修の実施体制に関する指定要件について“医師等”を“看護師・医師・薬剤師等”とし、研修の対象者を明確化する

1. 放射線療法の人員体制の充実

治療技術の進歩等により、放射線療法の患者数が著しく増加している。拠点病院は、地域における放射線療法の中心的な機関であり、がん患者が安全で安心ある環境で治療を受けられるよう、拠点病院における放射線治療の人員体制の充実が必要である。

放射線療法部門の看護師は、安全な治療環境を整備し、長期にわたる治療を患者が主体的に継続し完遂できるよう、治療過程で生ずる有害事象をはじめ、患者の身体・心理・社会的な問題解決を支援している。

現行の指定要件では、放射線療法の診療従事者に看護師の配置を定めていないことから、看護師の配置を要件に加えるよう求めたい。

2. 外来化学療法の提供体制の更なる充実とチーム医療の推進

抗がん剤の点滴投与は、入院から外来に移行し、日常生活を続けながら治療を受ける患者が増加している。

多くの患者を抱える拠点病院では、化学療法の安全と質を担保する必要性が高まっており、看護師に対して専門的知識に基づく高い実践能力が求められている。がん看護専門看護師やがん化学療法看護認定看護師は、患者への直接ケアのほか、看護師等の相談や教育活動を行うなど、化学療法全体のケアの質を向上させている。

拠点病院において、安全で安心ある化学療法を提供するために、看護師の配置要件を見直し、外来化学療法室に、専従で化学療法に携わるがん看護専門看護師またはがん化学療法看護認定看護師の配置を求めたい。

3. 地域連携・協力体制の強化による切れ目ない療養生活支援の提供

がん患者が安心して在宅療養を開始するには、住まう地域の看護師に気軽に相談し適切な対応ができるよう、退院前から切れ目ない療養生活支援体制をつくる必要がある。また、入院から在宅療養まで連続性のある質の高い看護の提供が求められる。

しかし、現行の指定要件には、地域連携による療養生活支援について規定する事項はない。拠点病院の看護師と地域の訪問看護師等が共同で行う退院前の療養指導や、拠点病院の専門看護師・認定看護師が、地域の訪問看護師へのコンサルテーションを円滑に行なえるよう、地域連携・協力体制を整備し、地域の看護師と相互に療養生活支援を行うよう要件の見直しを求めたい。

4. 院内・外の多職種を対象とした研修の実施によるがん医療の質の向上

現行の指定要件では、研修の実施体制について“原則として2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線療法・化学療法の推進及び緩和ケア等に関する研修を実施すること”と規定している。

拠点病院が、院内・外の多職種へのがん医療や緩和ケアに関する研修を積極的に実施し、在宅医療を含めたがん医療の質が向上できるよう、“医師等”を“看護師・医師・薬剤師等”とし、研修の対象者を明確化するよう求めたい。